

# 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日 ~ 2028年3月31日までの 2年間

## 2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率65%以上

女性社員・・・取得率90%以上

### <対策>

- 2026年4月～ 前年度の男性育休取得率の掲示  
育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容・体制の見直し
- 2026年5月～ 育児休業の取得に関する案内の掲示

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

### <対策>

- 2026年4月～ 管理職と組合員参加による生産協議会で時間外労働時間の把握  
次月からの対策報告(年12回実施)
- 2026年5月～ 前年度の平均残業時間の掲示